

横浜市行政不服審査会答申
(第122号)

令和4年10月11日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「令和3年8月5日付けの神奈川県長（以下「処分庁」という。）による下記各処分（以下「本件各処分」という。）に係る審査請求はいずれも棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

記

平成29年度市県民税賦課決定処分（以下「平成29年度処分」という。）

平成30年度市県民税賦課決定処分（以下「平成30年度処分」という。）

令和元年度市県民税賦課決定処分（以下「令和元年度処分」という。）

令和2年度市県民税賦課決定処分（以下「令和2年度処分」という。）

2 事案の概要

平成28年分から令和元年分までの各年分の審査請求人の所得税及び復興特別所得税の所得金額が、令和3年5月31日付けで、神奈川県長により更正された。

これに伴い、平成29年度分から令和2年度分までの各年度分の市県民税額が増額されたため、処分庁が不足分について本件各処分を行ったことから、審査請求人が本件各処分の取消しを求めて審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 神奈川県長により行われた更正決定は、神奈川県長が審査請求人の所得を調査することなく一方的に決定したものであり違法である。
- (2) 審査請求人は、現在、国税不服審判所に更正決定の取消しを求めて審査請求をしており、神奈川県長の処分は効力を有していない。
- (3) 以上により、本件各処分は不合法・不適切であるため、本件各処分の取消しを求める。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁は、神奈川県長が審査請求人に対し行った所得税及び復興特別所得税の更正決定後の所得金額を基準として、市県民税の総所得金額の算定を行っているため、本件各処分は適法かつ適正に行われており、審査請求人の請求に理由はない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、いずれも棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の定め

ア 地方税法

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）は、市民税及び県民税につき、賦課期日（当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日）現在、市内に住所を有する個人に対して均等に課する均等割額と前年の総所得金額等の合計額に応じて課する所得割額の合算額によって課すると定めている（法第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項第 1 号、第 32 条第 1 項、第 39 条、第 41 条第 1 項、第 292 条第 1 項、第 294 条第 1 項第 1 号、第 313 条第 1 項及び第 318 条）。

市民税及び県民税の所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額と規定されている（法第 32 条第 1 項及び第 313 条第 1 項）。

市民税及び県民税の算定に当たっての総所得金額については、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）における計算の例によって算定するとされ（法第 32 条第 2 項及び第 313 条第 2 項）、所得税法における総所得金額には事業所得、給与所得等が含まれている（所得税法第 22 条第 1 項及び第 2 項）。この給与所得の金額は、給与等の収入金額から所得税法第 28 条第 3 項に基づき算出された給与所得控除を控除した金額とされている（所得税法第 28 条第 2 項）。市民税及び県民税における医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、障害者控除、配偶者控除及び基礎控除については、地方税法第 34 条第 1 項第 2 号、同項第 3 号、同項第 4 号、同項第 5 号、同項第 6 号、同項第 10 号、同条第 2 項、同条第 7 項、第 314 条の 2 第 1 項第 2 号、同項第 3 号、同項第 4 号、同項第 5 号、同項第 6 号、同項第 10 号、同条第 2 項及び同条第 7 項が定めている。また、法第 315 条第 1 号本文は、市町村が法第 294 条

第1項第1号の個人に対して所得割を課す場合であって、政府が総所得金額等を更正し、若しくは決定した場合においては、当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定すると定めている（県民税は、法第41条第1項により、市町村が、個人の市民税の賦課徴収の例により個人の市民税の賦課徴収と併せて行うこととされている。）。

イ 国税通則法

国税通則法（昭和37年法律第66号）第105条第1項は、国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となった処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないと定めている。

ウ 横浜市市税条例及び横浜みどり税条例

市民税の所得割額については、平成29年度分までは課税総所得金額等の合計の100分の6と、平成30年度分以降は課税総所得金額等の合計の100分の8とされている（横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号。以下「市税条例」という。）第29条の2第1項）。

市民税の均等割額については、市税条例第25条及び附則第9条の4の2並びに横浜みどり税条例（平成20年12月横浜市条例第51号。以下「みどり税条例」という。）第2条第2項が定めている。

エ 神奈川県県税条例

県民税の所得割額については、平成29年度分までは課税総所得金額等の合計の100分の4.025と、平成30年度分以降は課税総所得金額等の合計の100分の2.025とされている（神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号。以下「県税条例」という。）第9条及び附則第45項第1号。いずれも条文は現行条例のもの。）。

県民税の均等割額については、県税条例第11条、附則第7項及び附則第45項第2号（いずれも条文は現行条例のもの。）が定めている。

(2) 更正決定に基づく本件各処分

市民税の所得割の課税標準について、法第315条第1号本文は、「その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。」と定める（県民税は、法第41条第1項により、市町村が、個人の市民税の賦課徴収の例により個人の市民税の賦課徴収と併せて行うこと

とされている。)

本件においては、神奈川県税務署長が審査請求人に対し、令和3年5月31日付けで更正決定をし、処分庁が同更正決定に係る平成28年分、平成29年分、平成30年分及び令和元年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正情報を受領していることに争いはなく、証拠上も認めることができるから、処分庁が、更正された総所得金額を基準として、本件各処分をすることに何ら違法又は不当な点はない。

また、処分庁は、更正された下記総所得金額を基準として、本件各処分において、各年度の市民税及び県民税の税額を下記のとおり算定しているが、かかる税額は、法、市税条例、みどり税条例及び県税条例の各規定に従って算定されるものであることは各法令の明文上からも明らかであるから、かかる税額に誤りはない。

記

平成29年度処分	更正後の平成28年分総所得金額	6,856,996円
	市県民税年度額	411,600円
平成30年度処分	更正後の平成29年分総所得金額	7,539,009円
	市県民税年度額	455,100円
令和元年度処分	更正後の平成30年分総所得金額	8,282,983円
	市県民税年度額	479,200円
令和2年度処分	更正後の令和元年分総所得金額	8,443,528円
	市県民税年度額	529,200円
		以上

(3) 国の行った更正決定の適法性判断について

審査請求人は、神奈川県税務署長により行われた更正決定は、神奈川県税務署が審査請求人の所得を調査することなく一方的に決定したものであり違法であると主張する。

しかしながら、法第315条第1号本文は、市民税の所得割の課税標準について、政府が総所得金額等を更正し、若しくは決定した場合においては、当該更正し、若しくは決定した金額を基準として市民税及び県民税を算定すると定めている（県民税は、法第41条第1項により、市町村が、個人の市民税の賦課徴収の例により個人の市民税の賦課徴収と併せて行うこととされている。)

したがって、処分庁が神奈川県税務署長の行った更正決定による総所得金額に基づいて市民税及び県民税を算定したことは違法又は不適切ではない。

また、審査請求人は、現在、国税不服審判所に更正決定の取消しを求めて審査請求をしており、神奈川県税務署長の処分は効力を有していないため、本件各処分はいずれも適法ではないと主張する。そのため、神奈川県税務署長が行った更正決定に対する審査請求が提起されているにもかかわらず、本件各処分を行うことが適法かが問題となる。

この点、国税通則法第105条第1項は、「国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となった処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。」と定めているところ、審査請求人が、国税不服審判所長に対して更正決定に係る審査請求をしているとしても、その結果、国税不服審判所が裁決により更正決定を取り消すなどしない限り、かかる審査請求の提起それ自体は更正決定に何ら影響を及ぼすものとはいえない。

(4) 結語

以上により、処分庁による本件各処分は適法であり、本件各処分に対する審査請求はいずれも棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和3年9月24日	・ 審理手続の併合 ・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年10月15日	・ 弁明書等の受理
令和3年10月21日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和4年1月4日	・ 反論書の受理
令和4年2月10日	・ 物件提出依頼（処分庁宛て）
令和4年2月22日	・ 回答受理
令和4年4月19日	・ 反論書の送付
令和4年7月1日	・ 物件提出依頼（処分庁宛て）
令和4年7月19日	・ 回答受理
令和4年8月22日	・ 物件の提出通知
令和4年8月29日	・ 提出書類等閲覧等請求書の受理
令和4年9月1日	・ 提出書類等の閲覧等の決定
令和4年9月6日	・ 審理手続の終結
令和4年9月12日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和4年9月13日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和4年10月11日	・ 調査審議